

令和3年度笹神中学校いじめ防止基本方針

～はじめに～

「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全校生徒がいじめのない明るく楽しい学校生活を送れるよう「いじめ防止基本方針」を策定する。

～いじめの定義～ 「いじめ防止対策推進法」（平成25年策定）第二条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「新潟県いじめ防止基本方針」より

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って判断する。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」において判断する。

～いじめの重大事態への対処～

いじめ防止対策推進法第二十八条より

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

1 いじめ防止等全体に係る内容

(1) いじめ防止のための取組

① 方針

- ・全校体制で、いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努め、生徒が友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全な学校生活を送り、規則正しい態度で主体的に活動できるようにする。
- ・生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情をはぐくむとともに、コミュニケーション能力や社会性の育成を目的とした教育活動を推進する。
- ・学校と家庭・地域との協力や小中の連携を推進し、課題を共有し、共通理解のもと地域ぐるみでいじめの防止に努める。

② 具体的な取組内容

- ・生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに、授業、学級活動、生徒会活動、部活動等あらゆる活動を通し、学校全体で取り組む。
- ・教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感・成就感を高め、自己有用感と自尊感情をはぐくむことができるよう努める。
- ・構成的グループエンカウンターとシェアリング、ソーシャルスキルトレーニングの計画的な実施、奉仕活動・地域貢献活動等の実施により社会性を育成する。
- ・全ての教育活動を通じた道徳教育の推進及び体験活動等の充実を図る。
- ・生徒会が中心となり、「いじめ根絶見える化計画（各学級のいじめ根絶スローガ

ン考案やいじめ根絶のシンボルとなるバッジの作成)」「絆タイム」等、生徒自らがいじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるよう主体的な取組を推進する。

- ・いじめ防止は人権を守る取組であり、教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚をもって生徒の指導にあたることができるよう校内研修会を実施する。
- ・個々の教職員が抱え込まず組織で対応できるよう、「いじめ対策委員会」を中心に、全職員の共通理解のもと組織的にいじめの防止に取り組む。
- ・保護者・地域との連携を強化するために、いじめ防止等の方針をPTA総会等で説明したり、生徒の主体的な活動の場を公開したりするとともに、家庭訪問、個別面談、学級懇談会等による生徒の情報収集に努める。

③ 年間計画 後述 「3 いじめ防止に係る取組の年間計画」参照

(2) 早期発見・早期対応の在り方

① 方針

- ・全ての教職員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚をもち、様々な手段を講じる。
- ・家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
- ・学校や家庭にはなかなか話すことができない状況であれば、カウンセラーとの相談や「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用を紹介し周知する。

② 具体的な取組内容

学級担任等

- ・日ごろから生徒の観察や信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・生活記録ノートや教育相談、いじめアンケート、家庭訪問等を実施し、交友関係や悩みを把握し、いじめの早期発見に努める。

養護教諭

- ・保健室を利用する生徒との会話の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何かが違うと感じたときは、その機会をとらえ悩みを聞く。

生徒指導・教育相談担当

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室やスクールカウンセラーによる相談、電話相談口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

管理職

- ・生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことのできる体制を整備する。
- ・教職員と生徒の信頼関係、調査や教育相談による情報収集が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検する。
- ・生徒指導部会や運営委員会で生徒の状況を把握し、問題解決に向け指導する。

③ 年間計画 後述 「3 いじめ防止に係る取組の年間計画」参照

(3) いじめに対する措置

① 方針

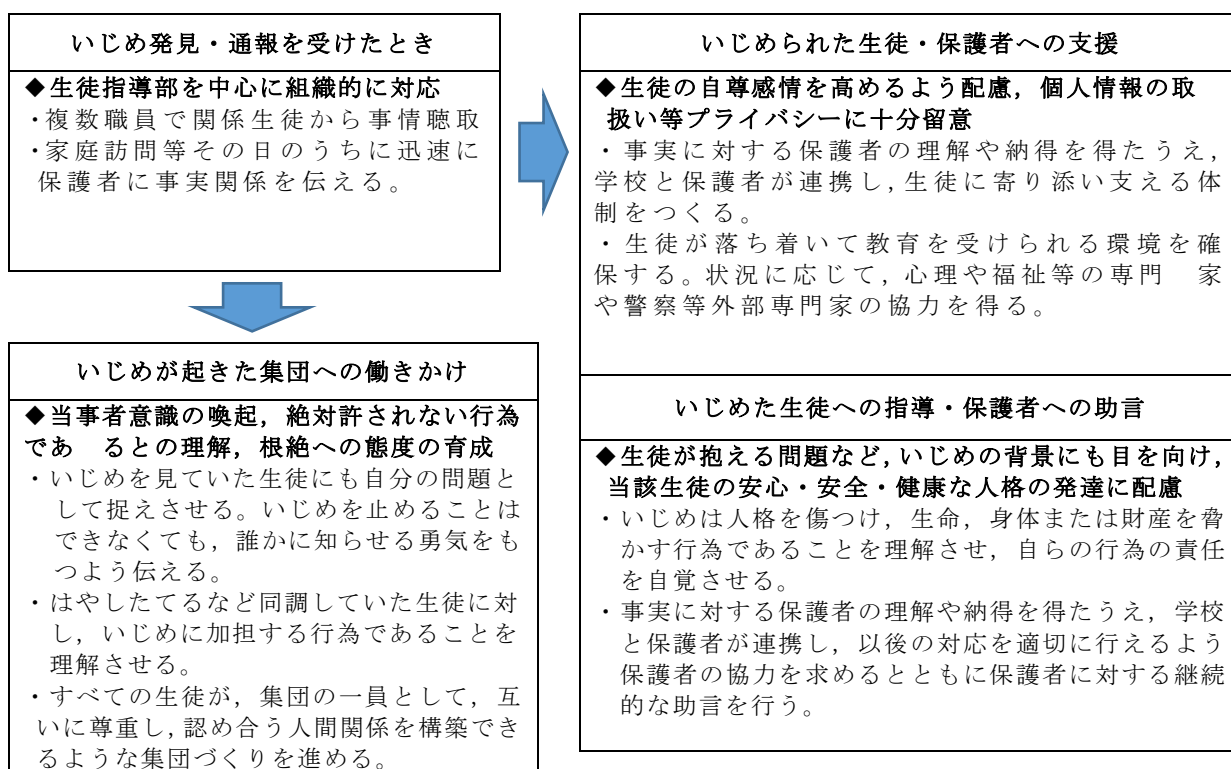
- ・発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに組織的に対応する。
- ・被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ・教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

② 具体的な取組内容

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為、もしくは、いじめに発展する可能性のある行為を止める。
- ・生徒や保護者から、いじめに係る相談を受けた場合は、真摯に傾聴し、すみやかに事実の有無を確認し、本人の不安の解消に努める。
- ・いじめの事実が確認された場合はすみやかに家庭訪問を行い、被害・加害生徒の保護者に事実関係を報告する。その際、いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、教育委員会に報告し指導を受ける。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、所轄警察等と連携し対処する。
- ・ネット上の不適切な書き込み等は、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合、プロバイダに対し、すみやかに削除を求める。

<取組のフロー図>



(4) 教育相談体制

① 方針

- ・教育相談を通し、生徒のよさや努力を認め、生徒自身が自己を見つめ問題解決していく力を育てる。
- ・いじめを未然に防ぐため、小さな変化を見逃さず適切な指導・支援を行う。
- ・不登校生徒への学習と精神的自立を援助し、学校生活への復帰を促す。

② 具体的な取組内容

- ・教育相談期間を一斉に確保し、生徒全員に実施する。また、担任等が生徒の様子から教育相談の必要性を感じた場合には、任意で相談の場を設定する。
- ・適応指導学級の運営について、全教職員で共通理解し、支援体制を充実させる。
- ・スクールカウンセラー活用についての職員間の共通理解により、本人、教職員、保護者の相談活動を推進し、専門的な視点から適切な支援を受ける。
- ・市の関係機関との連携を密にし、状況の改善に努める。

③ 年間計画 後述 「3 いじめ防止に係る取組の年間計画」参照

(5) 生徒指導体制

① 方針

- ・情報交換を密にし、いじめの未然防止に取り組むとともに、早期発見に努める。
- ・いじめが認知された場合は、全校体制で組織的に対応する。
- ・いじめの認知については、いじめ対策委員会を中心に判断する。また、いじめ対策委員会を中心に、全職員の共通理解のもと、組織的に問題解決を図る。

② 具体的な取組内容

- ・必要に応じ、随時学年部会を開催し、学年の生徒指導情報の共有を図り、学年体制で指導できるようにする。
- ・週1回定例の生徒指導部会を開催し、各学年の生徒指導情報の共有、問題に対して共通認識のもと全校体制で取り組めるよう、協議する場を設定する。
- ・月1回定例の運営委員会を開催し、必要に応じて各学年の生徒指導上の問題状況の把握と実際の対応についても協議する場を設定する。

(6) 校内研修

① 方針

- ・全ての教職員の共通認識を図るため、計画的に、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- ・教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化しないためにも、年間計画に位置付けた校内研修を実施する。

② 具体的な取組内容

- ・具体的な事例を基に生徒の理解や指導・支援の在り方について探る生徒指導研修会を実施する。
- ・年度当初の生徒指導事項、年2回実施する Q-U テストの結果を基にした生徒理解及び指導・支援についての共通理解を図る研修を実施する。
- ・職員の人権感覚を磨くため、年3回人権の日を設定し、人権教育・同和教育研修会や全校一斉の道徳授業を実施する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、生徒や保護者への啓発活動、入学説明会における情報モラル研修会等を実施する。

③ 年間計画 後述 「3 いじめ防止に係る取組の年間計画」参照

(7) 点検・見直し

① 方針

- ・(1)～(6)の内容を徹底するために、取組内容を明確化し定期的に点検する。
- ・より実効性の高い取組を実施するため、この基本方針について、下記2の組織で点検し、必要に応じて見直す。
- ・学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校

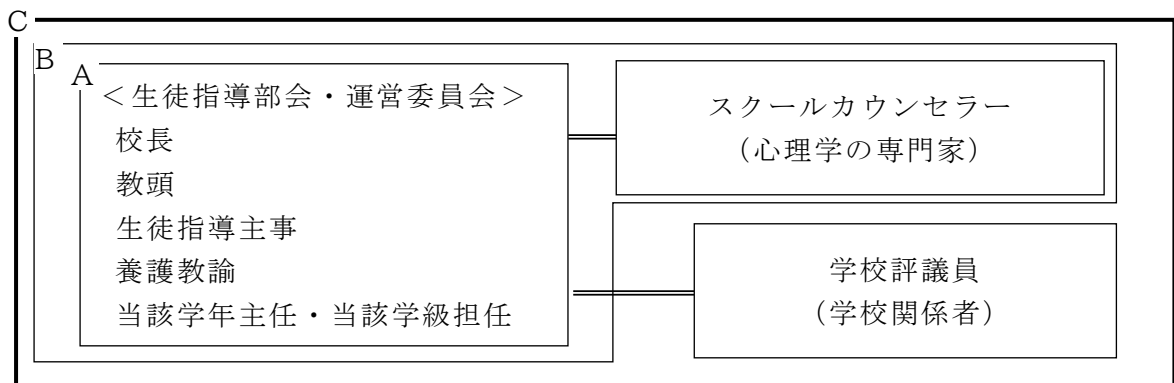
は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

② 具体的な取組内容

- ・学校評価で、いじめの早期発見に関する取組、いじめの再発を防止するための取組について、チェックリストを作成・共有し、自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。そして、保護者・地域と課題を共有し、連携していじめ防止に取り組む。(PDCAサイクルによる評価を行う。)
- ・教員評価において、いじめの問題を取り扱うにあたって、いじめ問題に対する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日ごろからの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

③ 年間計画 後述 「3 いじめ防止に係る取組の年間計画」参照

2 いじめ防止等の対策のための組織



※ スクールカウンセラー及び学校評議員には学校から委嘱する。

第1段階：Aの校内組織で、未然防止のための取組について計画する。

Aの校内組織で、発生したいじめ事案の把握・対策を検討し、全職員の共通理解のもと、全校体制で取り組む。

第2段階：Bの組織で、スクールカウンセラーから当該生徒に対するカウンセリングを継続的に行うことで、心のケア等内面的な部分への働きかけを行う。

第3段階：Cの組織で、学校評議員会において、いじめ未然防止の取組やいじめに対する措置についての意見を聴取する。(学校評価)

<いじめ対策委員会の活動>

- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめ事案に対する対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

3 いじめ防止に係る取組の年間計画

	いじめ防止の取組		笹岡小・神山小との連携
	教育活動	運営活動	
4	<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶運動(通年) ・スクールカウンセラーとの面談(火曜随時) ・絆タイム(通年:毎月1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会立ち上げ ・生徒指導部会(毎週) ・運営委員会(毎月) ・生徒理解研修 ・PTA総会(いじめ防止基本方針の説明) 	<ul style="list-style-type: none"> ・三校実務者会(学習・生指特支・総合特活の3部会)

		・教育相談アンケート	
5	・学級討議・生徒総会	・教育相談週間 ・いじめを未然に防ぐアンケート（毎月実施）	・三校研修会 ・小中情報交換会
6	・いじめ根絶の取組 ・人権の日①：人権講演会 ・学習強調週間	・Q-Uテスト	・パワーアップキャンペーン①
7	・職業体験（2年） ・校外活動（1年） ・個別懇談会 ・地域懇談会	・前期学校評価（生徒・保護者・職員アンケート）	・三校実務者会 ・小中連携あいさつ運動 ・笹神「絆」ミーティング （小6・中1交流会）
8	・奉仕活動（空き瓶・空き缶回収）	・人権の日②（校内研修会）	
9	・学習強調週間 ・キャリア講演会	・学校評議員会①	
10	・体育祭 ・合唱祭 ・学年PTA親子レク	・教育相談アンケート ・教育相談週間	・小中連携あいさつ運動 ・パワーアップキャンペーン②
11	・いじめ見逃しゼロ集会 ・学習強調週間 ・市指定特別の教科「道徳」研究会		・出前授業
12	・個別懇談会 ・三者面談	・後期学校評価（生徒・保護者・職員アンケート）	
1	・人権の日③ ・三者面談	・学校評価（今年度の評価・次年度の改善策）	・パワーアップキャンペーン③
2	・学級討議、生徒総会 ・学習強調週間	・学校評価（来年度の計画） ・学校評議員会②	・小6新入生説明会（体験授業） ・三校実務者会
3	・卒業式 ・修学旅行	・PTA理事会	・新入生引き継ぎ会

* アンケート等、調査により把握した必要な情報の記録は適切に保存する。

4 いじめによる重大事態発生の対応

【重大事態とは、次のようなケースを想定している】

- ①生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合
 - ア)生徒が自殺を企画した場合
 - イ)身体に重大な障害を負った場合
 - ウ)金品等に重大な被害を被った場合
 - エ)精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合（「相当期間」については、年間30日を目安としているが、一定期間、継続して欠席しているような場合も含む）。

- 重大事態を認知した場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- 教育委員会より、調査主体を学校に設置する指示があった場合、校務分掌表に位置付けられている「いじめ対策委員会」を中心とする。
- いじめ対策委員会は、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を図る。
- いじめ対策委員会は、被害生徒とその保護者に対して、事実関係や必要な情報を適切に提供する。
- いじめ対策委員会は、被害生徒及び加害生徒などへの対応について、教育委員会の指導と助言を受けながら必要な措置をとる。…（別紙の重大事態発生の対応フロー図）
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものである場合や生徒の生命、身体に重大な損害が生じる恐れがあると認める時は、外部関係機関と連携する。
- 個別の重大事態の調査に係る記録については、少なくとも5年間保存する。

5 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認める時は、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた生徒の保護を第一に、いじめを行った生徒に対する懲戒権を活用する。その際は、生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように教育的な配慮を行う。

6 いじめ解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと